

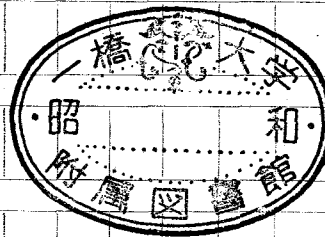
Ayz - 355 (上)

()

博士課程単位修得論文

国際連合及び専門機関における

国際法規範の定立活動 (上)



法学研究科

篠原 梓

5500008

は し が き

本論文は、国際機構の実体的活動を通じて、
 国際法規範の定立の午統上の問題を検討して
 いる。条約法と国際組織法との接点とも言え
 る領域の研究と考えている。又補助論文で扱
 っている問題は、本来第一章第一節の中に含
 まれるべきものであつたが、慣習法との関連と
 いう性質の異なる問題について考察してゐた
 ため、一応別論文の体裁をとつて二ととした。

今までの拙い研究を二二巻でまとめること
 が出来たのは、皆川光教授をはじめ諸先生方

の御指導、ゼミナールの方々の御協力、そして
 家族の助力によるものと心より信じている
 ニニに謹んで感謝の意を表明しておきたい。

昭和55年1月

篠原 梓

目次

上巻目次

| | |
|-----------------|----|
| 序章 | 3 |
| 第一章 条約作成活動 | 21 |
| 序節 | 22 |
| 第一節 国際連合の条約作成活動 | 31 |
| 序 | 31 |
| 1. イニシアティブと準備研究 | 34 |
| 2. 起草 | 47 |
| 3. 採択 | 52 |
| 4. 発効 | 62 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 5. まとめ | 76 |
| 第二節 国際労働機関・国際連合教育科学文化機関・世界保健機関の条約作成活動 | 83 |
| 序 | 83 |
| 1. 国際労働機関 | 85 |
| 2. 国際連合教育科学文化機関 | 132 |
| 3. 世界保健機関 | 157 |
| 4. まとめ | 162 |

| | | |
|-----------------|--|-----|
| *三節 他の専門村関の条約作成 | | |
| 活動 | | 172 |
| 序 | | 172 |
| 1. 国際連合食糧農業村関 | | 173 |
| 2. 政府間海事協定村関 | | 186 |
| 3. 国際民間航空村関 | | 189 |
| 4. まとめ | | 191 |
| *四節 結語 | | 194 |
| | | |
| | | |

| | | |
|---------------|--|-----|
| *第二章 設立条約の改正 | | 213 |
| 序節 | | 214 |
| *一節 改正午統の発展過程 | | 245 |
| 序 | | 245 |
| 1. 国際電気通信連合 | | 248 |
| 2. 万国郵便連合 | | 270 |
| 3. 国際連盟 | | 289 |
| 4. 国際労働村関 | | 310 |
| 5. 常設国際司法裁判所 | | 329 |
| 6. まとめ | | 341 |

下巻目次

| | |
|-----------------------|-----|
| 第三章 規則制定活動 | 515 |
| 序節 | 516 |
| 第一節 内部規則の制定 | 524 |
| 序 | 524 |
| 1. 内部規則の制定活動 | 540 |
| 2. 内部規則制定の根拠 | 566 |
| 3. 内部規則の採択、発効、 拘束力 | 573 |
| 4. 制定された内部規則の 法的性格 | 584 |

| | |
|-------------|-----|
| 5. まとめ | 600 |
| 第二節 技術規則の制定 | 611 |
| 序 | 611 |
| 1. 国際民間航空機関 | 616 |
| 2. 世界保健機関 | 654 |
| 3. 世界気象機関 | 672 |
| 4. その他の枠組 | 678 |
| 5. まとめ | 689 |
| 第三節 結び | 698 |

第四章 結語

707

補助論文

国際法の法典化に関する若干の問題 727

<参考文献>

851

国際連合及び専門機関における

国際法規範の定立活動：上巻

本論文は、修士論文「現代国際社会における条約締結の法と手続」の第二章「多数国間条約制度の発展」第二章「国際対協における発展」について考察した問題と、より詳細に検討する事により、深化・発展させようとするものである。有名な修士論文においては、非常に概括的にしか取上げる事がないが、なかつた国際対協と多数国間条約の相互的關係と、国際対協における実体的活動を通して手続の条約法上の一般原則からの離脱という

観点から、体系的に把握してみたいと考えている。

条約はその発生の当初においては、専制君主間の私的契約として、私法上の契約法原則によって規律されていた。それが近代国家の成立とともに、国家間の権利義務関係を規定する条約制度として確立して来たのである。又19世紀に頻繁に開催されるようになった国際会議の歴史は、条約の内容と国家間の協定に止まるせず、多数国間条約制度の発展へと

導いて来た。この過程をラックス(Lachs)は次のように分析している。産業革命後の諸国間の政治、経済、社会的接近は、国際社会の緊密化現象をきたし、その相互関係を規律するよう一般規範が必要とされるに至った。しかし国際社会には、一方的に規範を制定するよう超国家的な権限が存在しないことから、国家間の合意としての条約による立法が必要となり、これが多数国条約制度を発展させた。彼は考えている。⁽¹⁾これらの19世紀

における国際社会の進展は、国際協力のための今一つの制度を発展させている。それは国際行政連合による技術的、行政的な組織化であり、現在では実体的権限を伴う国際機構の制度として定着しているものである。すなわちラックスによると、多数国条約の形成過程の延長線上に国際機構の現在の活動が存在するのであり、多数国条約と国際機構こそ、現代国際法の二大恒久的制度であると指摘している。⁽²⁾

このような多数国間条約制度の発展とともに、条約の締結における申込み—受諾という契約的二分原則が崩壊した過程は、バドランバン(Basdevant)によって、1926年に既に明らかにされている。⁽³⁾又国際機構による条約の締結への介入によって条約法に果たさるべき変革については、1949年パリエリ(Pallieri)によって分析されている。⁽⁴⁾これらの研究は、条約法上の新しい要素、又は国際機構の介入の条約法への影響を問題としていさぐぐれた

業程と認められている。しかし1950年代以降の研究は、その対象を条約法に限定するのではなく、国際立法という概念を導入したものが増加してきてきたと云われる。と云うが国際立法という概念は非常に曖昧なものであり、学者により実に様々な内容を与えられていると云えよう。すなわち多数国間条約の締結による法規則の定立から、未だ国際社会には実現していない国内立法をモデルとする国際立法に至るまで、実に様々な段階が国際立法という

概念のキとに、何々の学者により提唱されて
 いるのである。⁽⁵⁾そして条約による法創設を口
 際立法としてとらえる、謂わば広義の口際立
 法概念を使用した学者が多いのに対して、法
 規則を発効させる権限を持つ口際村構のノ
 マイラダる村能として、狭義の口際立法概念
 を使用した学者はむしろ少数派に属すると考
 えられた。⁽⁶⁾この狭義の口際立法概念を使用し
 た場合には、準立法活動としてとらえられてい
 るのが、口際村構の役立条約の改正と、口際

村構の規則制定活動である。⁽⁷⁾

口際村構の役立条約の改正は、その発効に
 至るまでの年数については後に検討するとし
 て、新しい条約の締結として一応条約法の村
 内でとらえることが可能であろう。ところが
 村構の規則制定活動となること、第三章におい
 て明らかにするが如く、もはや条約締結行為と
 は古い難い要素が成立していきと考えられる
 了。従って多数口内条約の締結と口際村構と
 いう二つは、二つで検討していく内容を表

事柄のとして適当とは考えられぬ。そこで
 様々な概念のもとに使用される国際立法とい
 う月一を避けて、国際機構における国際法
 規範の定立活動という課題で、研究をまとめ
 ることとした。又国際立法という場合には、
 それが広義の概念であれ狭義の概念であれ、
 意図的な定立に限定され、慣習法形成を通
 じての法創設は通常その中に含まれてはいる
 こととされる。⁽⁸⁾従ってここでは慣習法形成過
 程を除外して、意図的な国際法規範の定立活

動の二を問題としたいと思う。そして国際機
 構の範囲は、現在の国際社会において最も一
 般的な国家の参加をとりとりの、国際連合
 及びその専門機関に対象を限定したいと考
 える。何故なる地域的国際機構については、そ
 の統合の程度により立法権能の行使にも実
 様々な段階がみられ、必ずしも一般的に把握
 に連がらぬと考えられるからである。又二
 二で問題としようとする国際法規範は、より
 一般的に形で国家を拘束するものなものである

り、地域的国際法構に於ける国際法規範の定立活動は、必ずしも二のような一般的な法規則に大なる影響を与えるとは認められていない。すなわち一般国際法の定立に最も強い影響を与える国際法構としては、国際連合及びその専門機関が、現在の国際法構を代表すると思われるのである。

従ってここでは、慣習法形成過程を除く、意図的国際法規範の定立過程に於ける、国際連合及び専門機関の意義と役割りと云う二

とを論々のテーマとしたい。すなわち、現代国際社会において進展しつつある組織化現象が、国際法規範の定立という局面に於いては、どの程度に浸透し、又どのような形で実現しているかという二と云、二二で究明してみたいと考えている。そして二のような組織化現象については常に問題とされる国家主権との競合という二と云、二二でも問題になると言えよう。国際法規範の定立に国際法構が介入する二という二とは、それだけ国家主権の制約

に達するのであらうか、それと二二では条約の締結における基本的要素と考へられる同意原則という観点から、考へてみたいと思ふ。すなわち国際機構自身から条約を締結する場合と別として、従来主権国家の排他的権能の一つと考へられてきた条約の締結権に、国際機構が介入することにより、同意原則は如何なる制約を受け、如何に変遷していかかを明らかにしたいと考へてゐる。

以下条約作成活動、複立条約の改正、規則

制定活動と三つの活動場面における、国際連合及び専門機関の實體的作業と検討することにより、国際法規範の定立における同意原則の変遷について考へていくこととする。

(1) Lachs, "Le Développement et les Fonctions des Traités Multilatéraux," *Recueil des Cours*, 1957, II, pp. 240-1, 332-3.

(2) Lachs, "Les Conventions Multilatérales et les Organisations Internationales Contemporaines,"

A. F. D. I., 1956, pp. 340-1.

(3) Basdevant, "La Conclusion et la Rédaction des Traités et des Instrument Diplomatiques,"
Recueil des Cours, 1926, V.

(4) Pallieri, "La Formation des Traités dans
la Pratique Internationale Contemporaine,"
Recueil des Cours, 1949, I.

(5) Skubiszewski, "Enactment of Law by
International Organizations," B. Y. I. L.,
vol. XLI, 1965-66, pp. 198-201.

(6) 前者の例としては、Hudson, Bierly,
Briggs, Jenks, McNair 等が挙げられる。
又後者の例としては、Alexandroviz, Erlor
が挙げられるよう。

(7) Erlor, "International Legislation," C. Y. Z.
L. vol. II, 1964, p. 156.

(8) Skubiszewski, op. cit., p. 200.

()



第一卷

()



精

第一章

条約作成活動

序節

19世紀以来の国際関係の緊密化は、国家間の相互的交渉を飛躍的に増大させ、それに伴って国家間関係を規律する取極めの必要性が顕著なれば、条約の数の増加として明確に表われている。⁽¹⁾ 国際連合憲章第102条に従って、国際連合事務局に登録された条約は既に膨大な数に上り、現在も日々新しい条約が生まれつつあると言えよう。⁽²⁾ 数の上ではその大半は二国間に締結された条約であるが、一般的多数

国内条約 (general multilateral treaty) と呼ばれる立法的内容を持つ多数国内条約も決して少くはない。現在の国際社会において、普遍的に適用された一般国際法かどのような方向に向って進化していったのかという関心に対して、より明確な形で国際法規範を具現していったのは、二国内条約よりむしろ一般的多数国内条約であると言えよう。それは一般的多数国内条約が国際社会に普遍的に適用された法の定立を目的としていた点、及び条約内容が非常

に広範囲の国家の参加のもとに決定されていることに基づいている。と云うことで二のような一般的多数国家間条約の成立には、国際機構特に国際連合及び専門機関が重要な役割を果している。それは条約を準備しその締結を推進する活動が、国際社会の共通利益の追求という国際機構の一般的任務に合致していることによる。国際機構の二のような活動を、二二では条約作成活動と呼ぶことにする。ただし二の場合も、条約を締結する主体はあくまでも

主権国家であり、国際機構は締結主体としてはいかなる地位も条約上占めず二とはない。⁽³⁾従って国際機構は直接条約の締結に関与するということよりも、準備・推進という謂はば事務的な作業にその活動を止めずとの言える。すなわち国際機構によって準備・作成された条約でも、その締結は同意原則に基づいて主権国家間に行われる行為であり、いかなる意味からも従来の条約の概念から逸脱する二とはないと考えられる。しかし条約の締結という

最終段階の行為が口家のみによって行われた
 反面、それまでの段階で口際枠は条約の内
 容の決定に關与しうるのであり、その程度と
 多数口内条約の締結への影響力と云うことが
 本章で扱う問題である。

次に口際枠の条約作成活動は、条約法上
 の締結手續に大なる影響を及ぼして来たと思
 われる。1969年の条約法に關するウィーン
 条約も、その第5条の規定において、

この条約は、口際枠の構成文書である

条約又は口際枠の内部で採択された条約
 に適用される。ただし、その枠の関連規
 則の適用を妨げない。

として、枠独自の規則の適用を容認してい
 る。では口際連合及び専任枠内について、
 どのような関連規則が存在し、その適用が条
 約法上認められているのかと云うことが問題
 となる。すなわち口際枠による条約作成は、
 伝統的な条約法上の締結手續からのどの程度
 の離脱を實現してゐるかという問題である。

以上が本章の内容であるが、まず第一節では国際連合における多数国条約の締結が、いかに準備され実行されていくのかについてその締結順序に従って検討してやることにする。第二節では、国際連合の活動にはみられるが、たより強かな機構の介入が、多数国条約の締結を機構の重要な任務とする国際労働機関・国際連合教育科学文化機関・世界保健機関において実現されていく実態を、主として制度的観点から考察してやることにする。

最後の第三節では、その他の専門機関における条約作成活動について、概観してみたいと思う。

(1) Boker-Szegö, "The United Nations' Role in Treaty Making," p. 26.

(2) 国際連合憲章第102条に従って登録された条約は、国際連合の設立以後20年間で、既に13270条約に上っている。

Ham, International Legislation by the United

Nations, Exposition Press, 1971, pp. 158-9.

(3) この点で、現在国際法委員会において条約化が進められている「国家と国際機構との間及び二以上の国際機構間」に締結される条約」とは区別された。

中一節

国際連合の条約作成活動

序

現在の国際法上重要な意義を持つとみられる一般的多数国間条約の中に、「国際連合指導下の条約 (Treaties concluded under the auspice of the United Nations 又は Treaties concluded under the United Nations' Authority)」と言われた一連の条約がある。⁽¹⁾ これらの条約は、国際連合がイニシアチブを取り、草案を作成し、いくつかの例外を除いて国際連合主催下の国際会議において採択され成立したものである。現

在りの総数は約 200 条約であり、署名は 102
 条に従って登録された条約数の 1 パーセント
 に満たないものである。(2) しかしその内容は
 人権、海峯法、外交関係、国際交通等現代の
 国際社会に欠かせない重要な内容にわたり、
 又条約への参加も世界のほとんどの地域の国
 家についてみられる。二二では国際連合指導
 下の条約が成立するまでの国際連合の諸機関
 の活動について、*ユニシテス*、*ガと準備研究*
起草、*採択*、*発効*と順次検討して行くことに

する。

(1) *Rosenne, "United Nations Treaty Practice,"*
Recueil des Cours, 1954, p. 300.

Han, op. cit., p. 188.

(2) その中オリジナルな条約は約半数であ
 り、他はそれと補足する署名訂定書等が
 ある。 *Han, op. cit., pp. 138-40.*

1. イニシアチブと準備研究

国際連合が多数国条約の締結についてイニシアチブをとるとは、まず総会の任務の一つとして憲章中13条1項Aにおいて、

政治的分野において国際協力を促進する

こと並びに国際法の漸進的發展及び法典化

を奨励すること

と規定している。この「国際法の漸進的發展」については「国際法により未だ規律され

ない問題につき、又は国家慣行において法が

十分に飛躍していらない問題について条約草案

を準備すること」又「国際法の法典化」につ

いては、「既に広範な国家慣行・先例・学説の

存在する領域における国際法規範の詳細な成

文化と体系化」という内容がそれぞれに与え

られている。⁽¹⁾この規定に従って総会は現在ま

だに多くの多数国条約を作成してきたが、

その中には国際避難民機関・世界保健機関の

設立憲章・人権規約・宇宙条約・海洋法条約

等法的にも政治的にも非常に重要なものがある

されている。又総会は憲章第13条1項aに規
 定された任務を遂行するため、1947年に総会
 の補助機関として国際法委員会を設立するに
 により決定した。⁽²⁾ 国際法委員会は総会から付託
 された問題の他に、加盟国・国際連合の機関
 専任機関等からの提案あるいは条約草案を考
 慮・検討するに手が出来る。⁽³⁾ 特に国際法の法
 典化の分野では、委員会が独自のイニシアチ
 ブのもとにトピックを選挙するに手が可能
 であり、1949年に委員会は14のトピックを選

択し、その多くは既に条約として成立して
 いる。⁽⁴⁾

次に憲章第62条3項は、

理事会は、その権限に属する事項につい
 て、総会に提出するのための条約案を作成
 することかできる、

として、経済社会理事会にもイニシアチブ
 を与える権限を認めている。この場合も具体的
 な条約の準備は、人権委員会、婦人の地位委
 員会、麻薬委員会等の下部委員会によって行

われたが、これらの委員会による提案は、社
 会経済理事会の承認を得て初めて有効となり
 ました。したがって、独立したイニシアチブがこれと
 して可能だとは考えられぬ。(5) しかし作成
 された条約の方向を決定する上ではかなりの
 影響力を有すると思われ、同様のことは国際
 連合主催下の国際会計やその準備委員会に
 ついても言えることである。(6)

このようなイニシアチブは、国際連合の
 一機関が単独で、又は他の機関との協力のも

とに開始されるのが通常の手続であったが、他
 の国際機構との協力のもとに遂行された場合
 もある。その例としては、経済社会理事会に
 よって条約の作成が企画された国際労働機関に
 関して採択された、1948年の集会の自由と組
 織権保護に関する条約、1949年の組織・契約
 権の原則の適用に関する条約がある。他に同
 じく経済社会理事会が国際避難民機関とともに
 に準備した1950年の行方不明人の死亡宣言に
 関する条約、又は非政府間機構であった国際商工

会館所との協力に於て1950年の外口仲裁判決の承認と実施に關する条約等が挙げられた。

総会又は経済社会理事会が条約草案の作成を決定すると、31総に準備研究 (preliminary studies) が開始され、その成果のもとに一草案 (preliminary draft) が作成されたことになった。通常準備研究は、口際法委員会・経済社会理事会の下部委員会・事務総長等によつて行われた。⁽¹⁷⁾ 又1946年の口際避難民村圍憲章1947年の青内村圍の特権免除条約については

既に確立した基礎があるとの判断により、準備研究はほとんど行われなかった。⁽¹⁸⁾ 二の準備研究の前又は後に、comments and observationsとして、各加盟国の意見を聴取する作業が行われた。準備研究に先だつてこれが行われたことはその成果を有効に反映しうることから、口家の権利及び義務についての宣言草案以後増加してゐる。⁽¹⁹⁾ 反対に準備研究の後に意見聴取が行われた場合には、事務総長が各加盟国の見解を収集してまとめた報告書が、実

体的重要性を持つと考えられる。又条約とは
 なるが、⁽¹⁰⁾「天然の富と資源に対する人
 民と国家の永久的主権宣言」にみられるよう
 に、問題が微妙である場合には、この段階で
 特別委員会が設けられ、種々の見解の調整に
 当るとある。⁽¹¹⁾このように準備研究につい
 ては、特に一定の統一的な手續規則が存在し
 ていると見られる。従って条約の内容に
 見合、柔軟な対応が可能である反面、非常
 に複雑で体系的対応に欠けると認められる。⁽¹¹⁾

(1) 国際法委員会規程第15条。しかし両者
 は区別されたことなく、一体となつて条
 約草案の作成を意味しているのが現在の
 慣行である。詳しくは補助論文参照。

(2) 総会決議174Ⅱ。

(3) 国際法委員会規程第16条、第17条。

(4) ただしこの場合も総会の承認が必要で
 あり、又総会から付託された課題が優先
 されることになっている。国際法委員会

規程中は条。

(5) Ham, op. cit., p. 37. 人権委員会は19

66年の人権規約と、婦人の地位委員会は1957年の既婚婦人の口籍についての条約

と、又麻薬委員会は1931年条約の範囲外の薬物の取締りに関する1946年約定書と

それぞれ準備している。

(6) 総会又は経済社会理事会によって開催

された国際会計が、会計における審計と

通じて、対象となつてゐる条約の採択以

上の成果をもちつた場合がある。その例

としては、1958年の才一回海洋法会行が

海王会を含む水域の法制度についての

研究を総会に提案した事と、1958年の情

報の自由に関する国際会計が情報の収集

と国際的伝達に関する条約・国際的訂正

権に関する条約・情報の自由に関する条

約の方向性を決定する上で大きな成果を

もたらした事等が挙げられる。国際会

計の準備委員会の実効的意義の例として

は、貿易及び雇用についての国際会行の準備委員会の作業が挙げられよう。

(7) 事務総長が準備研究にあたった例としては、1947年の人類の平和と安全に対するロード草案がある。

(8) Han, *op. cit.*, pp. 40-41.

(9) *Ibid.*, p. 41.

(10) *Ibid.*, p. 42.

(11) *Ibid.*, pp. 45-6.

2. 起草

憲章上総会が条約草案の起草を行うことと明示する規定はみられないが、国際連盟以来の伝統に従って、総会が勧告として最終草案を決定するところが慣行となっている。しかし最終草案以前の実際の起草は、一般に下級委員会にふいて行われたのが通常の年経である。その中でも国際法委員会は、条約準備のために特別に設けられた唯一の補助機関として重要性を大きく、起草年経は国際法委員会規程

により詳細に定められてゐる。11)

これに対して経済社会理事会が起草を行ふことは先の第12条3項に明記されてゐるが、実行を検討するとその二には様々の形態が見出さう。まず国際避難民村因憲章は特別委員会が作成した草案を理事会が改訂するといふ形で、又人権規約は人権委員会が主体となつて作成した草案を理事会と協力して再検討することにより、それが最終的に起草された。又既婚婦人の口籍に肉する条約については、

婦人の地位委員会が第一草案の準備が当り、だが、その後の起草は理事会が国際法委員会に委託してゐる。人身売買と売春禁止条約の場合、憲章第98条の規定に従つて、第一草案作成までの全てを事務総長に委託してゐる。他の国際村構との協力については、先に述べた如く国際労働村因や国際避難民村因との協力による起草の例が挙げられる。

以上起草段階についても、それ以前同様統一的手続はみられず、柔軟な対応がなされて

いふと言えよう。(2) 又由題が条約締結の時期に至っていないと判断された場合には、前段階的プロセスとして宣言という形式が用いられることが多い。すなわち「フライニデス」ニグのルールではよく宣言的の勧告であれば大なる抵抗が与えられることから、それが宣言が起草されている。このことは、1946年の総会決議から1948年の集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約が、又1948年の人権宣言から1966年の人権規約が成立して至る過程から既に明ら

かになつていふと言えよう。

- (1) 国際法委員会章程第16条、第17条。
- (2) Han, op. cit., p. 55.

3. 採択

総会・経済社会理事会を中心として多くの
 委員会・事務総長等との協力のもとに、条約
 毎に異なりプロセスを経て作成された最終草案
 は、その後全て一様に採択に行われたことに
 なる。条約案の採択と総会が行う明文規程は
 憲章中に存在しないが、1921年の国際紛争の
 平和的処理規定書、1926年の奴隷条約、1928
 年のジュネーブ一般規定書等と国際連盟総会
 が採択してきたことから、慣行上確立した規

程が存在すると認められる。国際連合総会も
 1946年の特権免除条約、1948年の集団殺害罪
 の防止及び処罰に関する条約等々の発効の初
 期にはいくつかの条約を採択したが、総会が
 直接条約案の審議・採択に当りことは多大の
 時間を要し、総会の機能上望ましくないので
 う便宜上の観点から、国際会行を別途開催す
 ることがその後の慣行となってきた。しかし
 総会における条約採択が廃止されたのではな
 く、1966年には第21総会が人権規約を直接に

定行・採択してゐる。

国際会計の開催権限は、憲章上明記して
 いないが、同様に明文規定のない国際連盟総
 会が1930年に国際会計開催のための年総規則
 を採択した例に於て、1949年に同様の年
 総規則を総会が採択した。⁽¹⁾又経済社会理事會
 は、憲章第62条4項において
 理事會は、国際連合の定めた規則に従つ
 て、その権限に属する事項について国際会
 計を招集する事が出来る。

として独自に会計を開催する権限が認められ
 ており、その会計に自ら作成した条約案を提
 出する事と可能と考えられた。しかし多く
 の場合条約案は総会に提出され、総会が開催
 する国際会計又は総会の委託の基に理事會
 が開催する国際会計において採択してゐる。
 国際会計への参加は、通常国際連合・国
 際司法裁判所・専門機関のいずれかの加盟国
 に限定してゐるが、それ以外の国も特別に
 招請される事が可能である。⁽²⁾招請国の決定

は、会社を附置する村岡（ほとんどの場合総
 会）が直接、条約の内容に基づいて判断するの
 が慣行となっている。⁽³⁾他に専任村岡や条約の
 対象に関連のある政府内村構は、オバガーバ
 ーとして招請され、会社に代表を送る二とが
 通常可能とされている。口際会社の進行は予
 が年総規則の決定に始まり、委員会の指名、
 事務局の構成、議題の決定と進んで行く。そ
 の後総務委員会、クレデンシャル委員会、条
 約草案に因る実体的委員会が活動に入り、

各委員会最終レポートが出揃ったと二で
 本会社が附置され、村社、議題の検討、委員
 会の報告、提案、修正、投票という順序に従
 って条約が採択された。二の場合の投票規則
 は本会社、各委員会と二、総会と同様の年総
 事項については過半数、実体事項には三分の
 二多数の賛成を必要となっている。

以上のプロセスを経て条約は確定し、成立
 した条約は署名のために附置された。⁽⁴⁾口際連
 合は過去多くの口際会社を成功させ、重要な

条約を成立させたが、中には実行が難行
 し条約の採択に至らなかった例も存在する。⁽⁵⁾
 又総会にかけた採択という手段は数の上では
 稀であるが、1966年の人権規約で復活して
 いることから、総会は二の点について柔軟な決
 定が可能であると認められよう。⁽⁶⁾ 条約が総会
 で採択された場合のほうはより多くの権威を
 付与されるとも言われるが、しかし二のこ
 ころ条約締結にかけた実質的相異を導くこと
 は妥当ではないと考えられよう。

- (1) 総会の国際会託招集についての権限は、
 次の経済社会理事会の国際会託招集権か
 らも当然に推定しうる。Ham, op. cit.,
 p. 68.
- (2) 難民の地位に関する条約の採択には、
 全ての独立国家が招集された。
- (3) Ham, op. cit., p. 78.
- (4) 1946年の特権免除条約等いくつかの条
 約については署名が省略され、条約に

る拘束に対する同意の表明は全て加入又は承認という一回限りの行為により確定するということとされた。

(5) 1957年の無国籍に関するオーストラリアとイギリスとの間の条約締結の目的は、難民の保護及び再入国を促進することである。

(6) このことは、1946年6月に国際連合主催下の初めての条約採択のための国際会議にかいて、世界保健機関憲章が採択された直後の同年12月に、総会で国際難民機関憲章が採択されたことから明らか

かであろう。

4. 発効

条約により予め定められた一定数の条約に
 対する拘束に對する同意が登記された後、大体
 1～3ヶ月後に条約は発効する。発効に必要
 な同意の数は多くの場合6～35に設定されて
 いるが、近年は加盟国の増加に伴い増大傾向
 にあると云える。⁽¹⁾しかし条約の性格により、
 他の異なった取扱いもみられる。まず特権免除条
 約は一国の同意を得た時点からその国につい
 ての条約は発効するが、これは本条約が口

察内の条約であったと同時に、口際連合と加盟
 国の関係と規律する内容を扱ったことによりと
 考えられた。⁽²⁾又行方不明人の死亡宣言条約は、
 二ヶ国の同意により発効するが、二のような
 形態は戦争法規と規律する条約に伝統的にみ
 られるものであり、相互的作用から条約によ
 り規制が出現出来た点に特色が認められる。

同意の表明方法については、署名一括性
 という伝統的系統に加えて、異なった系統もいくつ
 か採用されている。1969年までに締結された

付属的なきの三除く68のオリジナルな条約の中、6割強の41条約が署名・批准、発効後は加入という伝統的手続を定めていた。これに対し73の条約は、署名・批准・加入、署名のみの中、条約の発効、未発効に関りなく、当事国となる国に自由に選択させていた。同様に各条約は、後からの承認を条件とする署名・承認のみを条件とする署名のいずれかにより同意は表明されたとして、柔軟な手続を用意していた。又6条約は、条約の発効、

未発効に関りなく一律に加入の可否、2条約は承認のみを同意を表明する手段として、署名手続を排除している。最後に1条約は逆に署名のみにより同意は表明されたとしているが、一定期間条約は署名のために開放されているので、先の加入又は承認という一回限りの行為で同意を表明する方法と、本質的に異なるとは言えないと云える。このように伝統的手続とは異なる同意を表明する方法が採用されたのは、日露連盟以来の批准遅延という現象

にかつ、煩雜な伝統的手續の簡略化や異丁
 用語の使用により、少しでも加盟国の同意を
 促進するという理由に基づいている。従つて手
 続の形式的革新はキズらしたが、同意の表明
 という同意原則の維持に變化はみられないと
 ころから、本質的の変更とは言えないであら
 う。しかしこのような傾向を反映して、条約
 法に関するワシントン条約第11条は、
 条約により拘束された二以上の国の同意
 は、署名・条約を構成する文書の交換・批

准・受諾・承認又は加入により、又は合意
 された場合には他の方法によつて、表明し
 たり。従つて、
 として柔軟性のあり規定を設けていた。
 このようによつて同意を表明した文
 書は、通常事務総長に寄託された。事務総長
 の被寄託機関としての任務は、文書の形式と
 表題を確認してこれを各加盟国へ通告するこ
 とであり、発効時日や留保・廢棄・植民地へ
 の適用拡大文書等に関して同様の手續がと

られることになっている。従って被署礼材肉としての事務総長の役割は、事務的・連絡的なものであり、実質的な権限を伴うものではないと言えよう。(3)

条約は発効すると、憲章第102条1項

この憲章が効力を生じた後に国際連合加盟国が締結する全ての条約及び全ての国際協定は、存続がくつろやかに事務局に登録され、かつ、事務局によって公表されるなければならない。

という規定に従って、事務総長により *ex officio* に登録される。(4) 登録された条約は、国際連合の *Treaty Series* の他に *Monthly Statement* により事務局から刊行・公表されるが、事務総長が被署礼材肉となっている条約については、*The Status of Multilateral Conventions* において当事国の状況や留保等が発表されている。

条約の発効段階は謂わば主権国家の条約による拘束に対する同意により条約が発効すると二つあり、活動の主体は各加盟国に分散し

此、口際連合の活動は以前の段階に比較して、事務的、連絡的なるものに限定されてくると言えよう。すなわち加盟国の同意を促進し、条約を早期に発効させたための直接的・実効的な措置は、口際連合の任務とはなっていないのである。従って口際連合指導下の条約は発効に5年前後の時日を要するものが多い。口際社会の進展の如き傾向をみても、決して望ましい現象ではないと判断される。口際連盟も同様の問題に直面し、1930年には批准

遅延の理由が条約の増大に對する各口の口内年結の材能上の立遅れに基づくとの結論を得て、その後調査・公表等の間接的ではあるが積極的な批准促進活動を推進したが、口際連合は現在二のような活動を一切行っていない。⁽⁵⁾

これに對して同意を表明する手法については、従来の署名・批准方式が原則とされているが、口際連合指導下の条約についてはもはやその地位を喪失していきと見えよう。新しい傾向は単に用語上の革新によらず、署名の

省略や署名口の地位の相対化等伝統的年続への影響も大きく、条約法上重要な変化とみられる。⁽⁶⁾ 変化を促した要因としては、批准遅延の問題、特に口際連盟のような具体的活動を行っていないことと挙げられるが、それ以上に条約の内容により柔軟な年続を採用することという政策が大きく支配していると考えられる。ただし条約締結の本質である同意原則については、その表明方法という形式的側面からの変更は与えられたものの、同意を促進するため

口際連合は何かの措置を講じていることと、全く損われりことなく維持されていると結論出来る。

(1) 1966年の人権規約・1969年の条約法に
 関する限り、一、二条約は、ともに35の批准
 により発効すると定められている。

(2) Rosenne, *op. cit.*, p. 322.

(3) 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条
 約に対する留保について問題が生じた際、

事務総長の任務を問題に上げたが、1952年の続命深沢598頁は、「事務総長は（署名された）文書の法的効果を判断しない」と確認している。

(4) *Rosenne, op. cit., p. 323.*

(5) *Wilcox, The Ratification of International Conventions, George Allen & Unwin, 1935, pp. 98-9.*

(6) 条約法に関する1978年2月の条約第2条の「用語の使用法」において、交渉口・締

約口・当事口・第三口については規定されているが、署名口についての規定は除外されている。

5. まとめ

以上の検討から、国際連合は現在までに多くの重要な多数国内条約を、その作成を通じて成立させていることが明らかとなった。同一の国際枠組みが継続的に条約作成に携わることは、従来に及らぬか、た条約締結手続の統一と組織化を實現する可能性を、条約法にもたらしうることを推測し得よう。確かに条約の交渉段階では、作成の主体は各主権国家から国際連合の枠組みに移行し、採択も国際連合内

部の枠組みで總會で行われることである。總會では多く別途用進していた国際条約について採択が行われる場合も、伝統的手続に戻るといふ程の意味は無く、むしろ便宜上の選択にすぎた結果と考えられる。このように採択までの手続は、伝統的条約締結過程と大きく異なり外観を呈し、むしろ国内の社会に於ける立法手続に近似して来たといえる。従って国際連合による条約作成活動は国際立法と呼ばれる意見も及らぬが、しかし採

採られた条約はそのまゝの形で発効するのではなく、後に主権国家の同意に付されるところで国内立法とは本質的に異なり行為と認められる。

条約の発効段階では、国際連合の活動は事務的・連絡的な任務を執行する事務総長の活動にその中心を移行するに在り。従つて主権国家の同意によつて条約が締結され発効するといふ従来の原則は、いさゝか損なわれるとなく維持されていると言えよ

う。ただし同意の表明方法については、国際連合指導下の条約が採用する年経は、伝統的年経とは異なりそのが多く、国際連合の発行は条約法に大きな影響を与えたと考えられる。⁽²⁾

しかし以上のような伝統的年経とは異なり新しい年経についても、条約毎にかなり柔軟な対応がなされていりため、実質上条約作成活動が制度化されていることと相俟つて、統一的に体系化されているとは言ひ難い。唯一の例外としては、条約準備のための杆関下

あり口際法委員会の作業があり、委員会規程
 は条約作成手続を制度化し、実行にかいてき
 かりの統一が認められる。⁽³⁾他の科関につい
 ては、手続上の統一を打つことと標準制度の
 特色たる柔軟性を損うことに主眼があり、本し
 り慣行の種々なによる手続の慣習化から、よ
 り大なる条約締結手続の発展を促すことが期
 待されるのである。⁽⁴⁾

(1) Han, op. cit., p. 116.

(2) 条約法に関するところ、二条約の一部が
 二節に規定されている「多数口向条約に
 対する留保」の制度の成立にも、口際連
 合は大なる貢献をしていっていると云える。こ
 れが1948年の集団殺害罪の防止及び処
 罰に関する条約に対する留保が反対を食
 ったことから、総会の問題を口際司法裁
 判所と口際法委員会に付託し、結局「兩
 立性の原則」という留保の有効性につい
 ての新しい基準を打出した裁判所の報告

的意見に總會は承認した。このことか
 留保に關する法制度は著しい発展をみ
 せ、ワシントン条約での「相互性の原則」
 の採用により、その適用がほぼ一般化し
 たものと判断された。

(3) 国際法委員会に於いては、補助
 論文を参照された。

(4) *Rosenne, op. cit., p. 431.*

第二章

国際労働機関・国際連合教育科学文化機関・
 世界保健機関の条約作成活動

序

第一章で考察してきた国際連合の条約作成
 活動は、様々の点で伝統的な条約締結手続と
 は異なり革新をきたして来たもの、条約締結行
 為の本質たる主権国家の条約への同意の確保
 については、いかなる積極的な働きかけも存
 在していないことか確認されている。従って
 国際連合については、条約締結の準備的・補
 助的活動を通じての具体的なプロセスの検討が
 主となって来た。と云うのが加盟国による条約

への同意を促進するための、村構の実体的権限が、憲章上の制度として予定されていった例が、若干の専門村構にかいてみられた。そこで本節では、国際労働村構、国際連合教育科学文化村構、世界保健村構の条約作成活動にかいて、実行上の年鑑とそれと支えられた制度にかいて検討して置くことにする。

1. 国際労働村構

国際労働村構は憲章前文の

…世界の平和及び協同が危くされたほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び罷えを多数の人民にもたらした労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、一日及び一週之最長労働時間の設定を念ふ労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病、疾患、負傷にかつた労働

者の保護、児童、青少年、婦人の保護、老年及び痲疾に對する給付、自國以外の國に於いて採用される場合に於ける労働者の利益の保護、同一箇所の労働に對する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善する...

という目的のために、又

...いづれかの國が人道的な労働条件を採用するに二とは、自國に於ける労働条件の

改善を希望する他の國の障礙となる...
 という認識に基き、國際労働規範の定立と適用をその主たる任務とし、現在まで多くの國際労働條約を作成してゐる。⁽¹⁾その内容は、雇用、失業、労働条件、婦人労働、青少年保護、災害の予防、福祉、組織の自由等労働者を保護するのための様々な手立てにわたつてゐる。以下にこれらの條約が作成された年続と、制度と実行について検討し、終つて未批准條約に關する加盟國の憲章上の義務、又條約の

実施を確保するたため構構によつてとりわけ措置について考察して行くことにする。

その前に村構の村肉の構成について述べておくことが必要であらう。憲章の第1項は

… 総会は、各加盟口の四人の代表者で構成する。そのうちの二人は政府代表とし、

他の二人は各加盟口の使用者及び労働者を

それぞれ代表する代表とする。

として掲げた tripartite の構成を規定している。

しかも各代表は通常の口際会社と異り、口内

社会同様に他人の判断で投票を行ふことが原則となつてゐる。⁽²⁾ 又理事会、技術的準備委員、総会の下部村肉等も全て総会の構成に準じてゐる。⁽³⁾ 二のような構成は、他の専任村肉にはみられない労働村肉の特異な制度であり、又その条約作成活動にかつても重要性を帯びてきた。

(1) Saba, "L'activité Quasi-Législative des Institutions Spécialisées des Nations

Unies," *Recueil des Cours*, 1964 I, vol. 111,
p. 619.

(2) *Ibid.*, p. 621.

(3) 理事会については憲章第17条1項参照。

1) 条約作成手続

国際労働機関の条約作成手続は、憲章第19
条1項、

総会が行事日程のある行題に関する提案

を採択することと決定したときは、総会は
その提案が (a) 国際条約の形式をとるか
か、又は (b) 取扱われた問題若しくはその
問題のある面がそのときに条約として適当
と認められる場合には事情に応じた勧告
の形式をとるかを決定する。

という規定に基づき総会によって行われる。そ
れに先だて、第14条1項は、

総会の全ての会合の行事日程は、理事会
が、加盟国の政府、第3条の適用上承認し

れた代表的団体又は公的国際機構によって
行われたことのあり行事日程に關する示唆
を考慮して定めた。

として、總會の行事日程の決定という形で、
理事会が条約作成のスケジュールを定めてこ
ととした、という。二の場合の提案は、条約に
従って、加盟国政府、第3条5項の労働組合
や使用者組合等の国内団体、又は公的国際機
構に付、なされた。二の提案に対して、理
事会は採択の時期と問題の熟成度を考慮した

見解を表明したが、その間に事務局の調査報
告を要求したり、問題が技術的性格が強い場
合には、技術的準備会付に諮問したりするこ
とが可能である。その後理事会において全員
一致の賛成を得た上で、總會の行事日程への
上程が決定される。⁽¹⁾ 二のような理事会の作業
は、単に問題の決定という系統上のものに止
らず、より内容的な検討に入っていると考え
れる。従って二の段階で採択の時期と問題の
熟成を待つことも多く、1951年の資金平等条

約の場合には、行事日程上程までに30年以上の年月を費してゐる。⁽²⁾又行事日程上程の決定に於いては、全員の一致の原則の採用が、内容の十分な検討が確保されてゐると言えよう。

総会の行事日程上程が決定されると、総会に於ける審議に先立って、事務局が調査を中心とする準備研究を行ふ。そして総会の会期の12ヶ月前にその成果に於ける各加盟国の見解を求め、4、5ヶ月後に得られた回答に基づき、事務局長が報告書を作成する。

総会では原則として、*double discussion procedure* という系統がとられてゐてゐる。これは先の事務局長の報告書を検討して、総会が条約として作成する事が望ましいか否かという *desirability* の決定を行ふ。条約作成が決定されると、草案準備が起草委員会に付託されるとともに、問題は次会期又はそれ以後の適當な会期の議題として上程され、その時点で総会により採択されることになる。しかし問題が急を要する場合には、理事会は

五分の三多数の賛成により、single discussion procedure とし、これを決定せられた。これは desirability の決定を省いて、総会の開始の4ヶ月前までに草案を作成し、これを検討した後、直に総会で採決を行う方法である。double discussion procedure における desirability の決定とは、先の草案第19条1項の規定に基づくものである。具体的には、まず第一に内題が条約又は勧告の対象となるかを決定し、次に条約内容の概要を採決し、次に以後の行

事日程における大体の手定を決定するものである。総会の五分の二多数の賛成により口際条約の形式として決定された場合には、会期の終了後2ヶ月以内に、会期中の採決に基づく見解と修正が各加盟国に要求される。⁽³⁾ 二の修正とは、第19条3項

一般に適用する条約又は勧告を作成する場合には、総会は、気候条件、産業組織の不完全な発達又は他の特殊の事情によって産業条件が実質的に異なり、ついて充分な

考慮を払い、且つ、これらの口の事態に
 今子のために必要と認められた修正があるときは、
 その修正を不成立と見なければならぬ。

この規定に基づいて、これは、加盟国政府
 は条約の採択に当り総会の一部しか構成して
 いないと見られる。常約条約には一般に留保
 が禁止されているので、これを補うためにと
 りこの措置をとった。(4) 二のような修正を含め
 た各加盟国の回答に基づき、起草委員会が草案
 作成を開始する。草案が完成した段階で総会

は第二段階の検討に入り、そこで最終草案の
 作成・条文の検討と年経は進んでいく。この
 場合の採択は、憲章第19条2項、

いずれの場合にも、総会がそれぞれ条約
 又は勧告を採択するための最終的の投票に
 対しては、出席代表の三分の二の多数を必
 要とする。

この規定による。しかし条約としては三分の
 二多数の賛成は得られなくとも、十分な数の
 支持が認められた場合には、条約案の進捗に

報告として移行し、会期終了前に報告として再び総会により採択し、之に付、(5)又憲章第19条4項は、

条約及び報告は、その二通を総会行長及び事務局長の署名によつて認証しなければならぬ。...

として、その後の伝統的午統とは異つて、之を二とす。すなわち伝統的万国に於て署名は一切省略し、条約本文の認証も採擇の採肉に於て行長と事務局長の署名によつて

行われり。このことは、条約が政府代表の之によつて採択されたのであり、総会の構成に採擇の關係のあり午統と考へ、之とが適當であらう。

以上が採擇までの労働条約の作成過程であるが、ここには国際連合にはなされた午統の統一と体系化が憲章により制度化してゐる。これは条約の対象が国際連合程多様でないことに於て、それ以上に国際労働採擇の任務が条約作成活動と採擇に肉連し、

両者が千百分の一体を構成してゐるとに負
うと云ふが多い。又要名の省略と条約本文の
新しい証言方式等、従来の伝統的手続に因り
るもの新しい要素も、既に制度として確立
してゐる。そしてこの二つは、次の批准を促
進するために条約に用いた加盟国の憲
章上の義務の検討により、一層明確になつて
きた。

(1) 理事会の手続規則第34条。

- (2) Alexandrovicz, *The Law-Making Functions of the Specialised Agencies of the United Nations*, Angus & Robertson, 1973, p. 18.
- (3) Saba, *op. cit.*, pp. 624-5.
- (4) McMahon, "The Legislative Techniques of the International Labour Organization," *B.Y. I.L.*, vol. XLI, 1965-66, p. 31.
- (5) Saba, *op. cit.*, p. 625.

2) 未批准条約に関する加盟国の憲章上の義務

一般に採択後効力発生までの条約は、いか
なり法的義務も設定するものではないと考え
られている。条約法に関する限り、一ニ条約第
18条の規定は、「(二の期間の)条約の対象と
目的と阻害しない義務」を認めているが、こ
れは信義則に基く義務と考えられた。国際法
的条約の場合は、特にその *trinitate* の結合の
权威を認められた意味で、道徳的、政治的影響力

が待論された場合もある。⁽¹¹⁾ 法的義務に
ついては、条約法上の義務の限界を超えて、憲章規
定から直接に各加盟国に一定の義務が課せら
れている。その内容については、第19条5項の
(b) から (e) に具体化されているので、これ
を順次検討していくことにする。

まず第19条5項(b)は、

各加盟国は、立法又は他の措置のために、
総会の会期の終了後なるべくとも一年以内に、
又は例外的な事情のために一年以内は不可

能でありと二以上の後方へくすやせかに、
 かつ、いかなる場合にはも議会の会期終了後
 一ヶ月以内に、条約を当該事項について権
 限のある村園に提出するものと約束する。

と規定する。従って各加盟国政府は、議会で
 自国の政府代表が条約案に賛成の投票をした
 か否かに拘りなく、一年又は一年半以内に条
 約を議会に提出しなければならない⁽²⁾。ただし
 二以上の批准義務を要するものではない。議
 会の完全に行働の自由を保つし、政府も議会

に対して批准を提呈するに必要はなく、議会に
 おける行働を確保すれば十分とされている。⁽³⁾

次の第19条5項(c)は、

加盟国は、条約に前記の権限のある村園に
 提出するのためにこの条に従って執った措置
 権限があったと認められた村園に拘りなく
 及びこの村園が執った措置を口際労働事務
 局長に通知しなければならない。

として、各加盟国の正本を批准前に執られた
 措置についての報告義務を規定する。事務局

長は受領した通知の概要を年次報告にまとめ、
 専門委員会と総合委員会がこれを検討し、
 その見解を総合委員会に提出した。この過程を通じて、
 総合委員会に採択された条約に対して各加盟
 国によって執られた措置を、ユネスコに
 確認していくことが可能となつてゐる。⁽⁴⁾

三番目の第19条5項(d)の、

加盟国は、当該事項について権限のある
 機関の同意を得たときは、条約の正式な批
 准を事務局長に通知し、かつ、条約の規定

を実施するために必要の措置を執る。
 という、社会の同意が得られた場合の政府の
 批准義務を規定した。すなわち条約によつて拘
 束に対して同意するかどうかについて、社会は
 判断の自由を有したが、政府はいかなる判断
 も有しえないこととなる。⁽⁵⁾従つて条約締結に
 ない同意原則の修正と見なせるべきで、
 枠構による加盟国の行政権限への介入と見ら
 れることは可能であり、その結果国家主権は微妙
 な制約を受けてゐると考えられた。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

更に第19条5項(e)は、

加盟国は、当該事項について権限のあり
 範囲の同意を得るか、または、条約で取
 扱われている事項に関する自国の法律及び
 慣行の現況を、理事会が要請する適当な間
 隔において、国際労働事務局長に報告する
 以外には、かかる義務を負わぬ。この
 報告には、立法、行政的措置、労働協約又
 はその他によつて条約の規定のいずれがど
 の程度に実施されているか、又は実施され

ようとしているかを示し、かつ、条約の
 批准を妨げ、又は遅延される障害が述べら
 れていなければならない。

として、消極的勿とも、行会が同意を与えら
 れ、その場合でさえ、一定の義務が存続するこ
 とを認められている。よって批准を妨げる理由不
 是障害に加えて、条約義務とは別に条約内容
 が現実にはどの程度実施されているか、理事
 会の要請に従つて事務局長に報告する義務が
 ある。これは条約形式にこだわらず、非常事

口に於いても条約が實質的に施行されたことに重要性をなく、口際労働移入の性格が反映されていふものと考えられた。

以上の憲章規定に於り加盟国に課せられた義務から、口際労働移入に於いては、口際連合指導下の条約に於いてなされた批准遅延の問題に於いては、十分に譲らなくてはならないと主張する。従って行合に判断の自由は残されていふものの、一定期限内に批准を行わなければならない場合、口内経済上又は産業状態に於

ける具体的な障害等の合理的理由が必要であると考へられた。

(1) Saha, op. cit., pp. 625-6.

(2) 「制限のある移入」に於いては、1945年のワリ会期で、「行合又は立法権のある authority」とのエッセンスが存在した。その後1953年の総会では、「条約の目的」として問題に於いて立法権のある行合であり、多くの場合は行合である」として

確認してゐる。Ibid., p. 630.

(3) Ibid., p. 630.

(4) Ibid., p. 633.

(5) 批准の時期について、前(c)の報告義務から、政府が自己の判断に依り引伸ばつて之を不可能とすられた。

(6) Saha, op. cit., p. 614.

(7) この点から、Alexandrowicz は口際労働機関の条約作成活動に、para-legislative な行為と見てゐる。Alexandrowicz, op. cit., p. 31.

(8) Ibid., p. 33.

3) 条約の実施を確保するために機構によつてとられた措置

条約はその目的を成す^る実体的規定ととくに、多くの場合条約の実施を確保するために措置にわたつての系統規定を条文中に含んでゐる。ところが口際労働条約については、このやうな系統制度が案章に依り規定され、労働条約

に统一的に適用して貰う。二れは条約作成
と見做す活動と見られたが、労働機関が作成
した条約に對してその実施面を本委員に継続
して貰うという意味で、条約作成活動の性格
を明確にする上の特に重要と考へられた。二
のような例は口際連合のキとナリ、他の管内
機関に於いても見られる。逐期的な制度を
設定して貰うと云ふのがその点だ。

先に引用した憲章第19条5項(d)に於て、
加盟口は批准後、条約の規定を実施するた

に必要の措置をとる二とが一般的に定められ
て貰う。口内の実施の具体的方法については
各加盟口に委ねられたが、二れについて
年次報告を履行義務が憲章第22条に、

各加盟口は、当事口となつた条約の規定
を実施するたために執つた措置について、口
際労働事務局に年次報告をする二とに同意
する。二の報告は、理事会が審議する様式
で作成され、かつ、理事会が審議する細目
を記載して貰ふなければならない。

と規定してゐる。この規定に従って提出された年次報告は、まず専門家で委員会によって検討された。専門家で委員会は法律家か何人として行動する行政的機関であり、各加盟国から提出された報告の、準備的、技術的研究を行つて、一応の結論を「条約適用のための総会委員会」に送付する。この委員会は総会の下部機関であり、総会と同じに *trésoriste* の構成とだが、非常に実効的な活動を行つてゐるといふから、「ILOの良心」と呼ばれてゐる。⁽¹⁾

具体的な活動としては、専門家で委員会の報告を検討した後、必要に応じて政府代表を招いて問題の弁明に当らせたが、この作業が条約の実施を確保する上で非常に重要であると評価されてゐる。又これと並行して年次報告が不完全な場合には、事務局が加盟国政府に働きかけて必要な情報を入手する作業が続けられた。そして最終的には総会が、実現した進歩を評価し、規範の適用を継続的に確保していくこととなる。⁽²⁾

又条約が遵守されたが、その場合に与えられた
 手続も、第24条において
 加盟国のいづれかが当事国であり条約の
 実効的な遵守とその管轄権の範囲内におい
 て何らかの点で確保してはならないことと、使
 用者又は学術者の産業界の団体から附帯幼
 事務局に申立てた場合には、理事会は、二
 の申立てとその対象となる政府に通知し
 かつ、その申立てについて適当と認めし弁明
 を了すように、その政府を勧誘するものとす

できた。
 と規定されている。この申立て制度は、国家
 以外の団体に条約不遵守の申立ての権利を認
 めており、しかも申立ての主体は具体的に損
 害を蒙った事実を証明する必要があることとす
 る。純粹に公益上の観点からの制度と考へ
 る。(3) この申立てに対して弁明をしないか
 ら行っても満足と認められなかった場合は、
 第25条の
 理事会は、当該政府から相当の期限内に

弁明を受理しなかつた場合、又はこれを受理して弁明を満足と認めなかつた場合には、前記の申立て及び、弁明があるときはこの弁明を公表する権利を持つ。

という規定が適用された。これは判例として、条約の遵守について常に監視の制度を設けていた点で、奥勅上の意義は大いと言えよう。

この申立て制度とは別に、通常条約の紛争条項において規定された制度が、憲章第26条

から第34条までに、条約違反に対する苦情制度として同様に一般的に規定されている。苦情が加盟国から事務局に申立てられた場合(第26条1項)は、理事会がこれを先の第24条の申立てと同様の手続に付する事が可能である(第26条2項)。そして通常は理事会により事実認定の目的を持つ審査委員会が設けられるが(第26条3項)、加盟国の地理条件又は統合代表が苦情を申立てた場合にも同一の手続がとられる。(第26条4項)。審査委員会の

報告(第21条)を公表し(第29条1項)、
 此が受託されている場合は口際司法裁判所への
 付託の途が残されている(第29条2項)。当
 口内の合意により内閣が裁判所に付託し(第
 31条、第32条)、その決定が履行されている時
 は、理事会は必要を最終的な措置を総合に勧
 告するに過ぎない(第32条)。

以上の制度により、口際労働機関は自ら作
 成した条約の実施を監視し、かつ遵守されて
 いない時は必要の措置をとるに過ぎない。

ると考えよう。従って労働機関の活動の単なる
 条約作成によらず、規範の定立とその適用
 の確保というより大なる観点からとらえ、二
 とが可能であり、又これを確保する措置を制
 度上整備しなくてはならない。

(1) Saha, op. cit., pp. 638-9. Alexandro-
 vich, op. cit., p. 34.

(2) Saha, op. cit., p. 639.

(3) Alexandrovich, op. cit., p. 35.

4) まとめ

以上の検討から国際労働機関の条約作成活動について一応まとめられていることになった。

まず国際労働機関については、総会や他の機関の tripartite 性格から、主権国家の代表以外から構成される国際的機関による立法の可能性として、国際連合や他の専門機関には見られない活動が注目された。しかし最終的に条約として法的拘束力を生じたには、主権国家の同意が必要であり、この点では条約締

結行為としての同意原則が維持されている。

又採択された条約作成手続については、国際連合の履行には見られるべき統一制が、毫章に於て確立していると考えられる。そして加盟国代表のみにて採択されるという点から、署名の省略、新しい認証方法等伝統的組織手続からの離反が制度化されていると云えよう。

その上総会による条約採択の後、毫章は批准・実施を確保するための様々な制度を統

一的に同意してゐた。それゆゑ、政府が条約を一定期間内に社会に提出しなければならぬ義務であり、社会が同意を拒否した場合には、直ちに条約を批准しなければならぬ義務である。このように憲章に於て義務の設定は、条約締結の本質たる同意原則を修正したに至るものでも、従来の締結手続には全く代りかゝつた新しい要素を導入し、国際法に於て条約作成活動においてこれを認められた程度であると言へる。すなわち本来主権

国家による全く自由な判断に基く行為である条約に於て同意の表明は、既に一定の制約を受けており、この制約は条約法とは異つた体系に於ては憲章規定の存在に由来してゐると考へられた。この点で通常の条約法に於ける同意原則は、基本的に維持されてゐるとは言へ、憲章に於て一定の制約を受けた形でしか機能しえないことになつてゐる。

又条約の実施、遵守を確保する為の手續は通常条約規定に於て定められたが、労働条

約の場合、憲章により統一的に適用された
 制度が設けられていり、その特色がある。それ
 は実施状況の年次報告義務に始まり、準司法
 的な性格を持つ中立な制度による一般の監視
 体制の強化、そして苦情制度に至っては裁判
 に司法的方針と云えようである。これらの制
 度により、国際労働機関において作成された
 条約の有効な実施についての枠組みの活動は、
 常に継続されていっているのである。
 以上のようにより国際労働機関は、条約作成活

動、又作成後の実施活動において、有効かつ
 公正な体系的制度を憲章により保証されてい
 る。又労働条約の締結において同意原則は維
 持されていり、その中には通常の条約締
 結には見られぬ制約が、憲章により加えら
 れていり、経過としてとらえていよう。

2. 国際連合教育科学文化機関

国際連合教育科学文化機関憲章は、第1条「目的及び任務」の2項(c)において、

…世界の遺産であり回響、芸術作品並かに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要なる

国際条約の勧告する事と…

として条約の作成を任務の一つと規定してゐる。そして国際労働機関に比しはるかに教育に於ける差別廃止条約、戦後の文化財保

護条約、建造物集合規制条約、美術館の普及促進条約等多くの条約を作成して来た。これらの条約の作成年続については、多くの点で労働機関を基本とし類似した制度を設けてゐる。しかし教育科学文化機関の総会は、労働機関のように tripartite を構成をとらず、加盟国の政府代表のみから成立してゐる。⁽¹⁾ 且して代表の選定に国内委員会が参加する点の、一対一票の他の様様の総会又は通常の国際会議と同様の投票制度と、してゐる点も、労働

村崗とは基本的に異なっている。(2)以下労働村崗
に属して、その具体的な手続を考察してい
くことにする。

(1) 憲章第4条12項。

(2) 同第4条1項、第4条8項(A)。

1) 条約作成手続

条約作成の手続は、大体労働村崗と同様の

過程をとり行われていた。まず、ニシライ
イブに於いては、理事会に相当する執行委員
会による議会の行事日程の準備という形で開
始された。(1)提案は加盟国の他、議会・執行委
員会・事務局等の村構の村崗に於り行われる。
この提案に於いて、諮問委員会の簡単な準備
調査をともにして、執行委員会が議会の行事
日程上程を決定すると同時に、内容の規則化
が望ましいかどうか、望ましいとすればどの
ような形式のことに可能なについての見解を

提示した。そして総会に先立ち、事務局長が
この過程を各加盟国に報告したことにした。

総会では、労働対面とは全く同様の *double
session procedure* が採用された。まず

最初の総会では、第一に提案は口際的に規制
されたべきか否か、第二にどの程度まで規制

したのが適当か、そして最後に条約という
形式をとるか又は勧告によるかという三点に

ついての決定が、過半数の投票により行われ
た。条約化が決定された場合には、事務局長

が「規制前の状態と調査についての準備的報
告」を用意し、専門家で委員会又は総会に直接
提出した。これに基き専門家で草案作
成に当たった。稀に特別に起草のための *ad hoc*
委員会が設置されたこともあった。(2)

条約草案が準備されると、通常は次の総会
で条約の採択が行われるが、例外的に著作権
に因り条約と戦後の文化財保護条約は、別
途開催された口際会合において採択された
。(3) これの第一総会が死傷計画の作成に忙殺

といたための便宜的な措置であり、口際国会
の場合と同様な法的な理由に基づくものとは考
えられない。⁽⁴⁾ 中二段階での条約の採択は、憲
章中4条4項の前半の規定、

総会は、加盟国に提出する提案の採択に
当り、勅告と加盟国の承認を得るために提
出された口際条約とを区別しなければなら
ない。前者の場合には、過半数の投票で足
りだが、後者の場合には、三分の二の多数
を必要とする。……

に従う。教育科学文化行政では労働行政と異
り、勅告の場合と条約の場合とでは採択に必
要な投票が異なっている。従って条約案が採択
されないことも過半数の賛成を得た場合には、
その会期又は次期総会に勅告として提出する
かが既に総会が決定する。⁽⁵⁾ 条約が採択され
た場合は、労働行政と同様に、総会決議と事務
局長により署名され、条約本文として認証さ
れる。⁽⁶⁾ 従って二つとも伝統的な慣行に於いて口
案に於いて署名は省略されたが、労働行政の場合

合と異り、統合は加盟国代表の対等な構成
 によって行われるので、このように組織が不可決と
 なるおそれがある。むしろ労働市場の組織にする
 べきと主張するであろう。

以上教育科学文化市場における条約作成手
 続も労働市場のよみに準じて、統一制の統一体
 系化された制度と考える。ただし統合は加盟
 国政府代表の対等な構成によって行われ、
 より伝統的組織に近く、従って署名の省略や
 新しい証拠の採用等も、実質的な相違と

このようにも形式的な相違にすぎないと考えら
 れよう。

- (1) 憲章第5条5項(a)。
- (2) Saha, op. cit., p. 649。
- (3) 国際銀行の組織については憲章第4条
 3項に規定されている。
- (4) Saha, op. cit., p. 644。
- (5) Ibid., pp. 646-7。
- (6) Ibid., p. 650。

2) 未批准条約に關する加盟国の憲章上の義務

教育科学文化機關憲章も、労働村團の場合と同様に、条約の批准を確保するための義務を加盟国に課している。

まず憲章第4条4項の後半は、

…各加盟国は、勸告する条約外採択された議会の開会後一年の期間内に、その勸告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならぬ。

として条約を国会に提出し、義務を想定している。⁽¹⁾提出期間は一併に一年間で、労働村團のような例外的な事情は認められていない。

又国会の同意が得られた場合の政府の批准義務の規定はなされていないことから、国会に条約を提出しただけで加盟国の義務は終了し、必ずしも批准する義務は存在しないと考えられる。⁽²⁾

又中条は、

各加盟国は、議会が決定する様式で、教育、科学及び文化の活動及び村團に關する

自国の法令、規則及び統計について、並
に第4条4項に規定した勸告及び条約に基
いて取った措置について、定期的に二の行
業に報告しなければならずない。

として条約に因して取られた措置を報告した
義務を規定してゐる。通常条約が採択された
次の会期で報告が要求されるが、労働行
業に於いては行政の同意が得られない場合
の条約内容の実施状況の報告も、この一般
的報告義務に含まれるべきと考えられる。⁽³⁾し

かし労働行
業の条約内容の実施について
積極的意義を認められて
いる。

以上教育科学文化行
業に於いては、労働行
業同様の批准を促進す
るための制度は
あるが、一年以内の条約の行
業への提出義務と、
一般的報告義務の設
定によつて、従
って加盟国の行政
権限への介入と
る程の義務も、
又批准と
るなく条約規制
を実現する
ための積極的
努力をする
べきである。それ
で加盟
国連合に
比べれば、
遙かに整
った制度に基
く

発効が行われたいと云えよう。

- (1) 「権限のある当局」については、1958年の総会中10会期でその定義について問題が提出された。その後中12総会中、「各加盟国の憲法又は法律により、立法、規則制定措置をとりうる、又は条約や勅令に効力を与えうる権限を有する」との経済委員会中の見解を承認した。Saha, op.cit., pp. 650-1。

(2) ただし次に検討する報告義務から、加盟国からのような立場のこととは困難であると考へておいた。

(3) 1950年に総会で採択された Reglement により確認されている。Saha, op.cit., p. 652。

3) 条約の履行を確保するための措置
 第14条とは異り、教育科学文化機関は、条約の適用・履行を確保しうる諸制度が憲章

により預けられたい。条約の実施に關する報告と、先の第8条の一般的報告義務に合ふに、追加報告という形で批准後を求められたらいい。しかしこれは批准したか否かに關するが、全ての加盟国に對して一般的で形で行われたいため、実施に關する詳細かどを報告するかどうかは疑問と云ふ方が、又労働市場に關して出されたような報告を檢閲して弁明を求めた等の手續は全く予定されてはいない。このような憲章規定の準備は、多くの

条約が「当申口による条約の適用と履行に關する定期的報告書」の提出義務を条約中で規定することをより補われている。⁽¹⁾この慣行は、刊行物の實際的交換に關する条約、政府刊行物の相互交換に關する条約が、条約の適用と其のために締結した二国間条約等と、毎年刊行に報告する義務を条約規定により規定したのと云う始、た。又教育に關する差別廢止条約はより明確な形で、当申口は定められた形のもとに条約適用のための立法と其の

他の措置に¹つ、報告書²提出³の義務⁴を規定して⁵いる。二以上の規定に従⁶って収集⁷した報告書は⁸総会⁹において¹⁰検討¹¹され、その見解と¹²とも¹³に各加盟¹⁴国、国内¹⁵委員会¹⁶に送付¹⁷される。従¹⁸つて¹⁹労働²⁰機関²¹程²²下²³は²⁴ない²⁵として²⁶も、²⁷履行²⁸の²⁹確保³⁰のため³¹には、³²中³³の³⁴一般³⁵的³⁶報告³⁷義務³⁸よりも³⁹遙⁴⁰かに⁴¹有効⁴²な⁴³手段⁴⁴と⁴⁵考⁴⁶え⁴⁷られ、⁴⁸今後⁴⁹機関⁵⁰により⁵¹採⁵²取⁵³され⁵⁴た⁵⁵条⁵⁶約⁵⁷に⁵⁸普⁵⁹遍⁶⁰的⁶¹採⁶²用⁶³され⁶⁴ると⁶⁵希⁶⁶望⁶⁷され⁶⁸よう。⁶⁹(2)

又⁷⁰附⁷¹労働⁷²機関⁷³の⁷⁴申⁷⁵立⁷⁶て⁷⁷制⁷⁸度⁷⁹や⁸⁰苦⁸¹情⁸²制⁸³度⁸⁴の

ような⁸⁵司⁸⁶法⁸⁷的⁸⁸又⁸⁹は⁹⁰準⁹¹司⁹²法⁹³的⁹⁴な⁹⁵、⁹⁶条⁹⁷約⁹⁸不⁹⁹遵¹⁰⁰守¹⁰¹の¹⁰²場¹⁰³合¹⁰⁴に¹⁰⁵一¹⁰⁶般¹⁰⁷的¹⁰⁸に¹⁰⁹採¹¹⁰用¹¹¹され¹¹²る¹¹³年¹¹⁴経¹¹⁵も¹¹⁶、¹¹⁷毫¹¹⁸毫¹¹⁹に¹²⁰か¹²¹ら¹²²な¹²³い¹²⁴て¹²⁵予¹²⁶定¹²⁷され¹²⁸て¹²⁹い¹³⁰ない¹³¹。わ¹³²が¹³³か¹³⁴に¹³⁵教¹³⁶育¹³⁷に¹³⁸不¹³⁹け¹⁴⁰り¹⁴¹差¹⁴²別¹⁴³廢¹⁴⁴止¹⁴⁵条¹⁴⁶約¹⁴⁷が¹⁴⁸、¹⁴⁹紛¹⁵⁰争¹⁵¹解¹⁵²決¹⁵³の¹⁵⁴た¹⁵⁵め¹⁵⁶の¹⁵⁷選¹⁵⁸択¹⁵⁹行¹⁶⁰定¹⁶¹書¹⁶²を¹⁶³採¹⁶⁴用¹⁶⁵し¹⁶⁶て¹⁶⁷、¹⁶⁸勞¹⁶⁹働¹⁷⁰機¹⁷¹関¹⁷²の¹⁷³苦¹⁷⁴情¹⁷⁵制¹⁷⁶度¹⁷⁷と¹⁷⁸同¹⁷⁹様¹⁸⁰の¹⁸¹年¹⁸²経¹⁸³を¹⁸⁴定¹⁸⁵め¹⁸⁶て¹⁸⁷い¹⁸⁸る¹⁸⁹。し¹⁹⁰か¹⁹¹し¹⁹²二¹⁹³の¹⁹⁴年¹⁹⁵経¹⁹⁶は¹⁹⁷通¹⁹⁸常¹⁹⁹の²⁰⁰選²⁰¹択²⁰²行²⁰³定²⁰⁴書²⁰⁵の²⁰⁶場²⁰⁷合²⁰⁸と²⁰⁹同²¹⁰様²¹¹多²¹²く²¹³の²¹⁴限²¹⁵界²¹⁶を²¹⁷持²¹⁸ち²¹⁹、²²⁰勞²²¹働²²²機²²³関²²⁴の²²⁵よ²²⁶う²²⁷に²²⁸条²²⁹約²³⁰作²³¹成²³²活²³³動²³⁴と²³⁵一²³⁶体²³⁷と²³⁸な²³⁹っ²⁴⁰て²⁴¹採²⁴²取²⁴³され²⁴⁴る²⁴⁵と²⁴⁶は²⁴⁷期²⁴⁸待²⁴⁹し²⁵⁰え²⁵¹ない²⁵²。(3)又²⁵³行²⁵⁴定²⁵⁵書²⁵⁶の²⁵⁷批²⁵⁸准²⁵⁹状²⁶⁰況²⁶¹を²⁶²注²⁶³意²⁶⁴し²⁶⁵て²⁶⁶好²⁶⁷し²⁶⁸く²⁶⁹な²⁷⁰く²⁷¹、²⁷²他²⁷³の²⁷⁴条²⁷⁵約²⁷⁶

への一般化も今のところなされていない。⁽⁴⁾

以上条約の実施を確保するための措置は、
 労働機関に比べて非常に立遅れていると考
 えられる。是等上の制度としてはおろそかに
 一般の報告義務が設定されているので、
 報告の検討等の積極的の措置も想定してい
 ない。その後各条約規定により報告義務は充
 実されてきたものの、不遵守の場合の措置は
 依然として未発達と云わなければならない。

(1) Saha, op. cit., p. 652.

(2) Ibid., p. 652.

(3) 付託された紛争は口家向のものので、条
 約の適用と解釈にに關するものがあるこ
 と、口内的救済を尽くした後でなければな
 らない等の制約が設けられている。又提
 訴主体は所定書の批准に限定されてし
 まう。Saha, op. cit., pp. 653-6.

(4) Ibid., p. 653.

4) まとめ

教育科学文化庁は、条約作成について統一的かつ体系的な年統制度を有していることが認められる。ただし労働庁とは異なり、総会が政府代表の対により構成されている点で、条約締結における国際合意の伝統を継承しているものではない。採択された条約の社会への提出義務は、労働庁と同様に条約締結における同意原則に一定の制約を設けたものと判断されるが、社会の同意が得られた場合の批准義務

まで規定されていない。又批准前・批准後の条約に因してとられた措置についての報告も、一般的な加盟国による報告に含められてしまっている。批准後の条約の履行を確保するための措置としては、条約規定により定期的報告を総会で検討する年統が設けられている。一般化したとみられる。しかし条約の不遵守の場合の司法的又は準司法的制度については、選定定章の採用の検討は存在するものの、必ずしも成功したとは言えないし、又労働によ

り持採工とと条約への一般化と云ふこと
 につき、今後有効な方法を検討する課題
 と考えらるであらう。

3. 世界保健機関

世界保健機関憲章第2条(K)は、

国際的保健事項に關して、条約、協定及
 規則を提呈し、勸告を行ふこと、並かに、
 これらの条約、協定、規則及び勸告が二の
 機関に於て且つ二の機関の目的と一致する
 義務を遂行するに於て。

と規定し、条約作成等勸告を任務の一つ
 としていた。その具体的方法については、憲
 章第19条で、

保健総会は、この枠内の範囲内の事項に
 関して条約又は協定を締結し、又は有す
 る。この条約又は協定の締結は、保健総会
 の三分の二の表決を必要とし、各加盟国が
 憲法上の手続に従って受諾した時に、その
 加盟国に対して効力を生ずる。

と規定されている。又続く第20条

各加盟国は、保健総会が条約又は協定を
 締結した日から18ヶ月以内に、条約又は協
 定の受諾に関する手続を完了し、これを約束す

る。各加盟国は、その締結した手続を事務局
 長に通告し、期限内に条約又は協定を受諾
 しない場合は、受諾しない理由を述べた文
 書を提供する。受諾の場合には、各加盟国
 は、第14条に従って事務局長に年次報告を
 行うことに同意する。

この規定により、労働枠内と教育科学文化枠
 内と同様の未批准（保健枠内の場合のみ未受諾）
 条約に関する加盟国の義務とその手続制度が
 設定されている。最後に締結された条約に関

1) 年次報告義務が、第62条において
 各加盟国は、この枠内で行った勧告に
 関して、並びに条約、協定及び規則に
 関して、年次報告を行うこととなる。

として規定されている。

しかし保健枠内はその活動の中心に保健規
 則の制定にかき、超々いかなる条約も採
 り込まないこととなる。これらの条項が現
 行に適用されたことは幸である。従ってこ

以上のような制度が憲章により設けられて
 いることへの言及に止まり、その実際の評
 価や検討は不可能と考へられた。又保健規則
 の制定については、第三章第2節で詳しく扱
 うことになる。

4. まとめ

本節では国際労働機関と国際連合教育科学文化機関の条約作成活動と、世界保健機関の憲章上の制度について考察してきた。これらの専門機関にふいてとられた年経は、国際連合の場合よりも制度として遠かに整備され、又秩序だった体系化がみられたと言えよう。よければよければこれらの機関の憲章が条約作成と機関の任務として、そのための規定と憲章にふいて予め設けていたことにも注目か。理事会

又は執行委員会における総会の行事日程の決定という形でのユニシテラ、アの開始から、総会における実行年経の確立、起草に当り委員会の同一性等、統一的に適用される一貫した慣行の維持に基くと考えられる。従って国際連合でみられた年経の多様性は、これらの専門機関には認められる。

条約作成年経の中で、伝統的条約締結年経と最も異るのは労働機関の制度である。労働総会が tripartite を構成する二とに於り、

従来主権国家の排他的権能であった条約の採
 取への個人参加を實現している。又二の二
 とは条約本文の認証の初めに採る署名をも、
 国家機関の行為から採る機関の位置へと移行
 してしまふ結果を生じさせた。従って労働
 条約についてはいささか、起草、訂行
 等の条約の交渉段階、採取、署名の段階を通
 じて全て採るの活動となり、加盟には残され
 ていない行為は批准のみと考へることが可能で
 あらう。⁽¹⁾ 教育科学文化機関の場合は、採る

るの採る機関の採るものであるものの、統合は通常
 の国際条件と同じ一口一票の伝統を守って
 いる。従って国際連合の場合と同様、組織化し
 れたのは主として交渉段階でとらえられて
 が、その後の署名の採る行為への移行が制
 度化されている。国際連合指導下の条約でも
 条約による拘束に同意を表明する方法として
 採るのみを採用している場合には、署名の省
 略の採行が認められていた。しかし特に入
 という方がとらえていた点、及び条約本文

の認証主体之枠構の打圓に移行してこの点で
 教育科学文化打圓に於いてはより積極的の組
 織化現象を確保しようとするものと考へられた。

尤に条約の成立後の批准の段階でも二の三
 枠構に於いては、墨草により一定の義務が如
 盟口に課せられていた。主権国家が条約による
 拘束に於いて同意を表明する以前に一定の義
 務が課せられるということは、信義則による以
 外には条約成立前に課せられたことであり、条約
 成立後の墨草の制度として、国際枠構による条

約作成活動に特異な全く新しい制度と云ふ二
 とが出来た。従来は条約を社会に提出する
 かが、批准するかが如何に主権国家によ
 り自由な行動であり、又それか国際連合指導
 下の条約について多く云ふれを批准遅延の原
 因となる、というのであった。それ故同義原則に
 依りて主権国家の自由による一定の制約を設けて
 いた制度は、批准遅延を防止し条約の速なる
 成立を確保する上で、現在の国際社会の進展
 状況に適した制度として評価する二とが成

来よう。

条約の発効後の、労働機関に特異な条約の
 実施を確保する制度は、条約による合意が成
 立した後の段階であるので、教育科学文化機
 関の例に引く如く、条約規定又は選択件
 規定のいずれの形で年統一を規定する事は可能
 である。しかし現実にはこのような規定や選
 択件規定を實現し発効させる事は多くの困
 難を伴い、又引取直の間に枠組の発効を容易
 にするための統一を確保することは、より難しい

と引取直る。従って労働機関が憲章規定とし
 て制度を一般化したことは、枠組が作成した
 条約を統一的にフォローアップするために
 も有効であり、ここに労働機関の作成した適
 用に至るまでの首尾一貫した条約発効を認め
 る事が出来る。

以上の如くに、国際労働機関、国際連合教
 育科学文化機関、世界保健機関の三専門機関
 の条約作成発効には、従来の伝統的な条約法
 には引取直るべき、同意原則に依りて主権国家

の自由の制約という新しい要素が認められた。
 このような伝統的枠組みからの離脱を説明する
 のは、専任機関の目的、任務、活動等を含め
 た意味での行構の存在であり、又行構の設立
 憲章規定による義務の存在であると云えよう。
 以上条約締結における同業原則の行能を制
 約するような枠組み、口際行構の条約作成活
 動に特有な現象として、先に引用した条約法
 に関する中、一ニ条約第5条の規定において
 居認してこのことを考えたのである。

(1) Alexandrowicz, op. cit., p. 26.

第三節

他の専門機関の条約作成活動

序

今までに検討して来た国際連合、国際労働機関、国際連合教育科学文化機関、世界保健機関以外の専門機関も、それぞれ独自の目的、任務、対象の範囲内で、条約作成活動を行っている。ここでは国際連合食糧農業機関、政府間海事協定機関、国際民用航空機関について検討してみよう。

1. 国際連合食糧農業機関

食糧農業機関は、1905年に設立された万国農事協会及び万国連盟から食糧、農業に關する条約の作成事業を継ぎ、既に多くの条約や協定を成立させている。¹⁾食糧農業機関憲章のその場合に依るべき手続は第14条に「条約及び協定」として詳しく規定されている。以下作成順序に従ってこれを検討していくことにする。

その憲章第14条4項は、

総会は、提案された条約及び協定を総会
 又は理事会が審判するに先だて、諸政府と
 適当な協行をし、適当な技術的準備を確保
 するたためにとるべき手順を定めた規則を設
 けなければならぬ。

として、イニシアチブは総会によってとら
 れるべきと規定している。その後技術的委員
 会や ad hoc 技術会行によって、条約案の準
 備、作成されることになる。

更に第14条1項は、

総会は、投票の三分の二の多数によって
 食糧及び農業に関する問題についての条約
 又は協定を承認し、且つ、加盟国に提出
 するべきとすべきである。理事会は、総会が定め
 る規則に基づき、且つ、理事会構成員の少く
 とも三分の二の多数による賛成投票により、
 食糧及び農業に関する問題についての条約
 又は協定であつてその条約又は協定に明示
 された地域の加盟国にとって特に利害関係
 があり且つその地域のみに適用されるもの

を次のことと条件として、承認し、且つ、
 加盟口に提出する事ができる。……
 として、総会と理事会に別途に条約を採択す
 る権限を認めている。又第14条2項は、
 理事会は、1項に基づいて効力を生じた一
 般的の条約又は協定の実施を目的とする規
 則又は補足的協定を、総会が定めた規則に
 基づいて、承認し、且つ、加盟口に提出する
 ことができる。この規則又は補足的協定は
 各加盟口の憲法上の系統に従いその加盟口

が受諾した後に於いてのその加盟口に対
 し効力を生ずる。
 と規定してゐるとなると、総会は一般的の
 条約又は協定、理事会はその実施を目的とす
 る規則又は補足的協定及び地域的の条約又は
 協定をそのいづれ三分の二多数の投票により採
 択しうることとなる。
 よして採択された条約又は協定は、憲法第
 14条5項
 総会又は理事会が承認した条約又は協定

の正文たる言種による二部は、総会又は理事会の村長及び事務局長が認証する。…
 という規定に従い、労働村園や教育科学文化村園と同様の年統により認証された。しかし
 地方では加盟口代表による署名と押印として維持されていくとされた。伝統的年統に
 いたる署名の省略は許される。(3) 二の場合の加盟口による署名は、条約年統上いかなる効果も持たないことにはしたが、口内年統の円滑化を目的として維持されていくならば、その

に一定の意義が認められるよう。従って食糧農業村園の年統は、署名・認証に關しては、伝統的年統と労働条約方式との中間に位置する、過渡期的なものと考へることが可能と思われ
 る。

又尾章中11条1項は、

各加盟口及び準加盟口は、前文に掲げられたこの村園の目的の達成に向つてなされた進歩並に総会が行つた勧告及び提出した条約に基づいてとられた行動に關する報告を定

期的に二の村岡に送付しなければならない。
 として、条約に基づいてとられた行動に關する
 報告を、定期的に行う義務を定めていた。し
 かしこの義務は第二章で検討した專門村岡に
 關するもので、一定期間内の条約の行合へ
 の提出義務を伴ってはいない。従つて既に条
 約を承諾した加盟国についてはその実施状況
 を、未だ承諾してない加盟国については受
 諾のためにとつた措置を報告するときの考へ
 られる。更にその二項、三項は、

2、これらの報告は、總會が要請する時
 期に總會が要請する形でなすべし、且つ、
 總會が要請する詳細を合意しなければならない。
 。

3、事務局長は、これらの報告とその摘
 要とともに總會に提出し、且つ、總會によ
 つて公表を承認した報告及び摘要を、總
 會によつて採択された当該報告及び摘要に
 關する報告とともに、公表しなければならない。
 。

として、この報告が一般的形式ではなく、総会の要求事項を満足していかねばならず、総会の検討を経た後に、公表したこともありうるとしている。従って条約の行会への提出義務は、この、検討・公表を通じて批准を促進するたりに、かなり有効な効果を得る可能性を持つ制度が設けられていると云えよう。

以上食糧農業林業に於ける条約作成手続の準備、起草については、かなり柔軟な性格を持つ

つと考へられた。又対象に於ける条約採択を総会と理事会に分担させていることは、一杆肉の業務の増大を際ぐ上では有効な手段と認められよう。又条約本文の認証が杆肉の任務として組織化されている反面、加盟国に於ける署名が維持されている点にも特徴がみられた。その上条約の行会への提出義務は、定章上加盟国に課せられていなくとも、とられた措置に於ける報告義務の徹底に於て、制度としてはかなり整備されている。しかし条約に關してと

于此措置を報告する義務を課してゐるだけ
 では、同競争原則に依りて主権国家の自由に対
 する直接的な制約とはなりえない。その意味
 で、伝統的な条約締結系統からの大なる離脱
 を許す形で、条約作成、批准促進を効果的
 に実現する制度を採用してゐると言ふ了。

(1) Alexandrowicz, op. cit., p. 30.

(2) 条約の起草については、憲章第14条1
 項(a)に、「専断的の会合又は合同」によ

り行われ、旨明記してゐる。

(3) Alexandrowicz, op. cit., p. 29.

2. 政府内海軍協行杆崗

政府内海軍協行杆崗条約第3条(b)は、

条約、協定その他の適当な文書の草案を起草し、これを政府及び政府内杆崗に効生し、並かに必要な会行を招集する事とす。

之杆崗の任務の一つとしていた。条約作成に

関する年統規定は設立条約上存在するが、

一般には慣行として以下の年統がとられてい

る。(1)

第1回ニシテ第2回は總會により開始され

るが、条約作成が決定された後と理事会が準備、起草に当り、草案は總會により舉行されたが、採決に於て条文確定は行われなかつた。そして必要の場合に理事会により再度草案が検討され、總會を経て、最終草案は先の第3条(b)に規定された国際会に提出された。このように採決が總會で行われなく別途開催された国際会で行われたのは、国際連合のほうを便宜的理由に基くものでなく、条約に加盟はだけなく、より広範の参加を可能とす

子という明確な理由に基くものである。

以上のように政府内海軍協定村崗に於ける
 条約作成は、何れも国際連合と同様の制度に基
 くとせらる。慣行については、総会からニシ
 たら、ブエノスアイレス、理事会が準備、起草に当り、
 国際会議で採択されるというように、年経の
 統一が認められる。

(1) Alexandrowicz, op. cit., pp. 32-3.

3. 国際民間航空村崗

国際民間航空条約は、特に条約作成につい
 ての想定を念ずるに、その一般的な目的を
 遂行するためにはいくつかの条約を作成してい
 る。民間航空村崗が作成した条約はその総会
 で採択されたのは、航空村崗の権利に關する条
 約のみで、その他は理事会により別途開催さ
 れた国際会議において採択されたものである。⁽¹⁾ その
 理由は政府内海軍協定村崗の場合と同様、よ
 り広い範囲の参加を目的としたためであり、

私的航空機の統一条約、1952年のロ-マ条約、ワルシャワ条約の改訂等処理委員会に於て、招集された国際会議に於いて成立してゐる。(2)又国際民間航空機内は、国際標準と云う形での技術規則の制定運動と条約作成とは別に行つてゐるが、これに關しては第三章第二節で詳しく検討するにとらう。

(1) Saha, op. cit., p. 657.

(2) Ibid., p. 657.

4. まとめ

以上国際連合食糧農業機関、政府内務事務協定機関、国際民間航空機内における条約作成運動を検討して来たが、これらの制度は一定伝統的年紀の範囲内で主として準備、交渉段階の組織化を実現したものであり、それ以上の進展に於て同意原則の制約と云うふうの新しい要素は開き得ない。その中では食糧農業機関の年紀が、統合及び理事会に於ける採択条約本文の認証事項に於ける組織化、採択後

の加盟口の条約に關してとつた行動の報告義務等ヲ制度化してゐる点で、第二章で検討した村岡に最も近い年統ヲ確立してゐる。

政府内交渉協定村岡と口際民間航空村岡に
 ついては、別途準備された口際合符で条約が
 持戻された場合、批准遅延に對していかん？
 措置ヲ用意されてゐる点で、口際連合とい
 ば同様の活動形態をとると考へられた。しか
 し口際合符で条約ヲ持戻すのは、口際連合程
 差別的な加盟ヲ得てゐる専門村岡が、その

範圍ヲ超えて適用される条約の目的とする
 という、明確な理由に基いてゐる。又作成置
 程について、口際連合程の多様な年統慣行
 は与らぬと認められよう。

第四節

結 論

18世紀後半から19世紀にかけての諸国にお
 ける産業革命の進展は、科学技術・交通通信
 の飛躍的な発展をきたし、その後国際社会
 は今までにない緊密な関係を構つてきた。

そして社会生活の必要に根ざす諸国の共通利
 益・共通目的の実現するためには継続して立
 派的な多数国内条約が数多く成立したことは、
 19世紀後半のことである。⁽¹⁾ それと同時にこの
 ような多数国内条約による権利・義務の設定
 だけにとどまらず、より継続的な国際関係の規

程の必要性から、一般的に共通利益を代表す
 る組織の発達が、国際事務局の出現という形
 で実現され始めた。⁽²⁾ これが今日の国際機構の
 初期の形態である。つまりこの立派な多数内
 国条約と国際機構とは、国際社会の一般利益・
 共通目的の実現という同一の理念のもとに、
 同一の社会的必要性に応じて発達して来た制
 度とみられるのである。そして国際事務局か
 らより有機的な組織化を達成した国際機構が、
 根拠した一般的な多数国内条約により設立され

のは20世紀に入つてのことである。しかし
 現在までの国際機構は、主権国家に代つてそ
 の立法権限を一般的に代行するような超国家
 的権限を持つものではない。⁽³⁾従つてその目的
 ・任務を達成するための活動は、国際社会に
 対して実効的の規範として定着させていくに
 は、多数国内条約を作成し主権国家の合意に
 付すことが不可欠である。⁽⁴⁾このまう
 に同一の基盤から同一の必要性に基いて発展
 して来た国際法上の二つの現象は、その本質

にかつてきず実態にかつても、非常に展揚な
 関係を保つて来たと言えよう。⁽⁵⁾つたわつ多数
 国内条約に比較立上れた国際機構は、その活
 動を實現するのために再び多数国内条約を生産
 する必要があるとこの二つに在る。二二に口
 際機構と多数国内条約の関係、又は国際機構
 が条約作成活動を行ふ必要性の本質が存在す
 ると云ふのである。

国際機構の中でも、平和維持を究極の目的
 とする包括的・政治的な国際機構と、それか

れの分野での国際協力を確保すると専門的国際
 機構、又本論文では扱われないが地域の共通利
 益を追求する地域的国際機構では、その目的
 任務、活動にかいて明らかに相異が認められ
 る。それの条約作成活動にも大きく反映され
 国際協力の行方のような専門的国際機構での作
 成された条約の対象範囲が特定分野又は関連
 分野に限定されるのに対し、国際連盟、国際
 連合の行う機構は、非常に広範囲にわたっ
 て条約作成活動を展開していった。そして現在

では締結された多数国内条約のほとんどが、
 何等かの形で国際機構に関連し、機構的要素
 を含みとるわけの程、国際機構の重要な多数
 国内条約の作成に貢献していったと云えよう。⁽⁶⁾
 このような現実の、多数国内条約の締結の
 実体的年数にかかると影響を及ぼしたのである
 にか。条約の締結とは主権国家に於て合意行
 為であり、同意原則を基礎とする国家の排他
 的権能から成る年数であり、た。国際機構の条
 約作成活動はその締結年数にかつた原則を修

正、又は原則から相反せしめようとする新しい手
 続の採用を實現したであらうか。このような
 役向に對し、料構の活動が条約作成せざる限
 り、結論としては否定せざるべきであらう
 であらう。しかし手続に於ける変革が全く認められ
 るに足らぬべく、その間にいくつかの伝統的
 手続と異なる新しい要素が生れてゐる。本章
 に於ける検討は、その概要を次に示すとして
 終了する。

まず国際連合及び政府間海事協行村崗、口

際民内航空村崗では、設立条約は条約作成の
 手続制度について詳しく規定を設けてゐる。
 しかし特定分野の専門的村構であり海事協行
 村崗と民内航空村崗が比較的統一的な条約作
 成慣行を有してゐるに對し、多様な分野に
 渡つた条約作成活動が行われてゐる国際連合
 に於いては、必ずしも統一的な慣行は形成さ
 れてゐない。この場合も村構の作業とし
 て組織化してゐるものは、その三つ、すな
 わち準備研究、起草、實行という条約の交渉段階

が主であるといえよう。条約の枠組みについては
 一部の条約が枠組みの枠組である統合にあり
 て行われたりすることもあるが、これはむしろ例外
 であり、伝統的手続に従って枠組みにより別途招
 集された国際会議において行われたりすることか
 原則とする。又条約に對する批准を促
 進するための活動や、条約の適用を確保する
 ための活動等、所謂条約作成後のフォロー・
 アップも何となくみられるのが普通である。
 従ってこれらの枠組みについては、その活動は

もっぱら準備的の段階に集約されておらず、伝
 統的手続の範囲内で行われていたといえよう。
 しかしながらと云つて、その活動が全く事務
 的、連絡的の機能に限定されていくだけではな
 く、イニシアチブ、起草、審判等を通じて
 の条約内容への影響力は殊しく少なくないと思
 りられる。ただし成立した条約の効力は、加
 盟国又は国際会議に参加した国の行為に全面
 的に及ぼされる。枠組みとしては制度上いかに
 役割りを負ってはいないといえよう。

第二節で考察した国際労働機関、国際連合
 教育科学文化機関、世界保健機関については
 それとは異なる状況が指摘しうる。まずこれら
 の専門機関では、規範の作成が機構の目的、
 任務の大半を部分に占め、憲章規定も条約作
 成の詳細な規定を預けていた。条約の交渉段
 階における国際連合等と同様の年絶上の組織
 化の上に、更に条文の採択は常に機構の機関
 であり、総会にかいて行われ、認証の初年を採
 取署名も機構の機関の任務となっていた。特

に労働機関の場合は、総会が tripartite の構成
 をとりと二つあり、従来排他的に主権国家の
 権能に属する行為であった条文の採択は、通
 常の国際機関とは全く異なる構成による機構の
 機関に移していった。しかもこのようにして
 成立した条約を拒否する自由が加盟国に無制
 限に保証されているかということ、元来条約に
 よる拘束に対する同意は「かかる法的制約を
 負けずに表明し出した」とか原則であった場合
 とは、大いに異なっている。加盟国は憲章規定

により、一定期間内に条約を国会に提出しな
ければならず、又そのためにとつた措置を科
構に報告する義務を課せられてゐる。更に労働
村崗では、国会が条約に同意を与えた場合は
行政府の判断の余地なく批准を行ひ、同意を
与えない場合に条約内容が自国内でどの程度
実施されてゐるかを報告しなければならずな
らう。これらの村構では、国際連合等の場
合と異り、行扶後と村構は批准の確保等のつ
た口、了つたの経路を果してゐると言ふ。

これは労働村崗での特に徹底してあり、条約
不遵守の場合の司法的又は準司法的制裁が
憲章規定により一般的に予定されてゐる。以
上の検討から、労働村崗、教育科学文化村崗、
保健村崗における条約作成は、その憲章規定
の効果により、通常の条約締結とは異り、同
意原則における一定の国家主権の制約という
新しい要素を導入してゐると考へられる。国会
が同意を与えない場合には、加盟口は最終的
に条約の当事口とはならず、その結果は

了意味でも条約義務を負わなければならないことは当然である。従って条約締結における同意原則は基本的に維持されていると言えようであらう。しかし同時に本来主権国家の名のもとに行合と同様の自由が口際的に認められていた行政の権限は、著しく制約されたとみられる。その点で、二のような制度は、口内の民主主義的要素と、口際社会の規範定立の必要性との接点に在ると考えられるべきであらうか。従って特に合理的理由を伴わなければならない

批准遅延が生ずる条約はならないに過ぎない。となればこの専任村閩の条約作成活動は、交渉段階における準備的・補助的なものにとどまらず、持続・認証・発効の促進というように、条約締結全般にわたる村閩の介入が認められるのであつた。

最後に口際連合会糧食等村閩憲章は、常任村閩中教育科学文化村閩憲章と同様に、条約作成のための詳しい手続を規定している。又村閩の村閩による条約持続・本文の認証・条

約に因してとられた措置に関し、定期的報告
 義務やその検討等、口際連合に付してはな
 らなかった新しい要素を導入していった。しか
 し条約を行合に提出する義務は加盟国に課さ
 れていない。従って伝統的傳統を最大限に維
 持したから、第二節で検討した枠組みに於いて
 なるもの効果に及ぶものも、批准促進に付い
 て実現しようとする、第三節で取上げた枠組
 と第二節で扱った枠組との中間に地位づけの制
 度と設けていけると考ふのが適切であらう。

- (1) Lachs, "Le Développement et les Fonctions des Traités Multilatéraux," *Recueil des Cours*, 1957 II, vol. 92, pp. 237-41.
- (2) 高野雄一, 口際組織法(新版), 昭和50年, 有斐閣, 25-26頁。
- (3) Vitta, "Le Traité Multilatéral peut-il être considéré comme un Acte Législatif?" *A. F. D. I.*, 1960, p. 238.
- (4) Rosenne, *op. cit.*, p. 304.

(5) Lachs, "Les Conventions Multilatérales et
Les Organisations Internationales Contemporaines",
A.F.D.I., 1956, pp. 340-1.

(6) Rosenne, op. cit., p. 303.